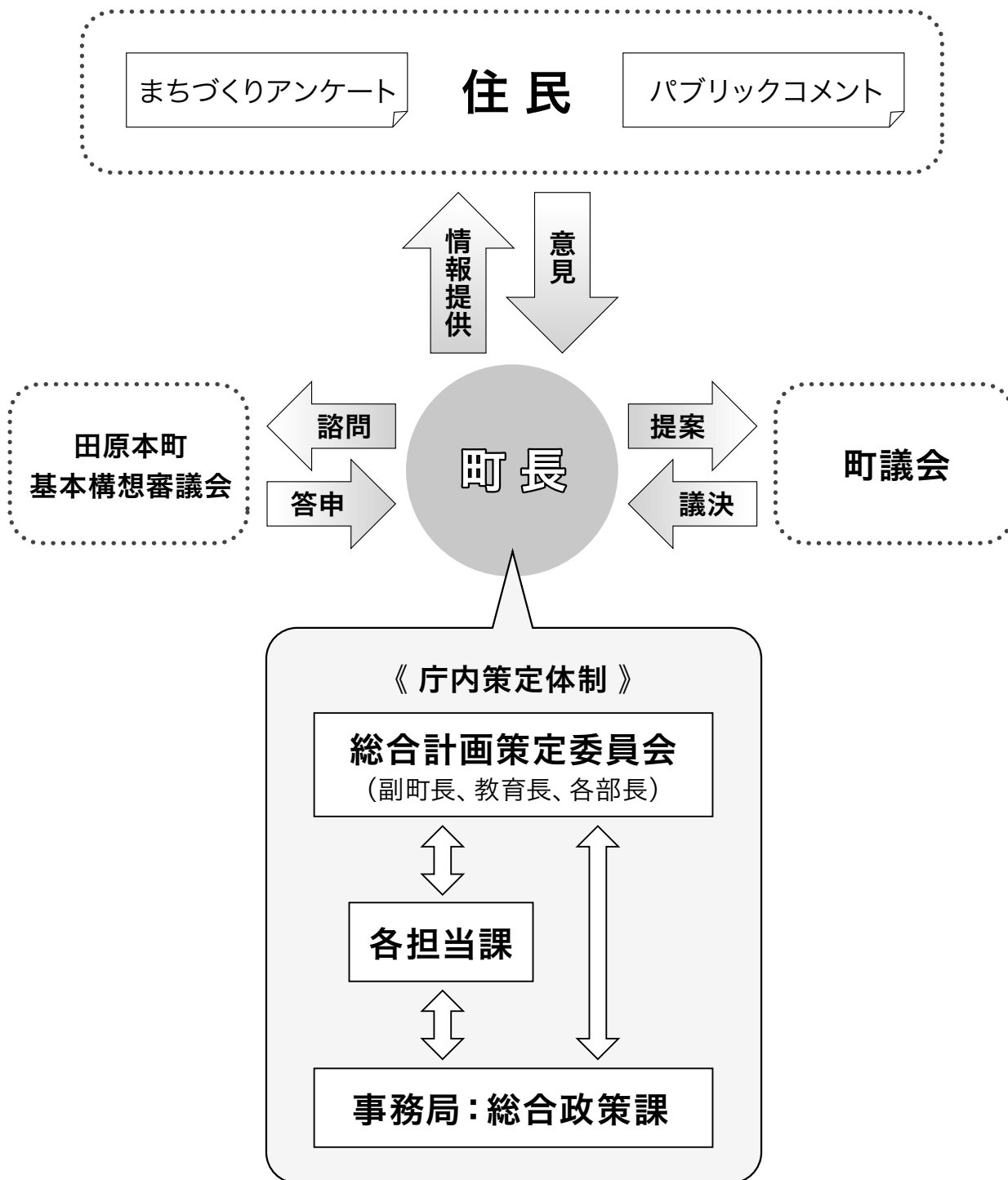




III 資料編

1. 計画の策定体制

庁内で検討し、田原本町基本構想審議会と町議会で審議を行い、住民の意見を反映した田原本町第4次総合計画となっています。



2. 計画の策定経過

庁内で検討した結果を田原本町基本構想審議会や町議会で審議を行っていただき、田原本町第4次総合計画を策定しました。

会議名称	日時	議題
(まちづくりアンケート)	平成27年12月25日 ～平成28年1月4日	・調査対象：町民 2,500 人 ・抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出 ・調査方法：郵送法、無記名 ・調査期間：平成 27 年 12 月 25 日～平成 28 年 1 月 4 日 ・回答数：905 件 ・回答率：36.2%
(田原本町総合計画) (策定条例を制定)	平成 28 年 3 月 24 日 (木)	総合的かつ計画的な調整の運営を図るため、町の総合計画の策定に関し必要な事項を定める条例を制定
第 1 回田原本町 総合計画策定委員会	平成 28 年 6 月 21 日 (火)	① 第 4 次田原本町総合計画策定の概要及びスケジュールについて ② 田原本町の現状について ③ 田原本町民を対象にしたまちづくりアンケート調査結果について ④ 第 3 次田原本町総合計画の振り返りについて ⑤ 第 4 次総合計画基本計画確認シートについて
第 1 回田原本町 基本構想審議会	平成 28 年 6 月 29 日 (水)	① 審議会会長の選出 ② 田原本町第 4 次総合計画策定の概要及びスケジュールについて ③ 田原本町の現状について ④ 田原本町民を対象にしたまちづくりアンケート調査結果について ⑤ 田原本町第 3 次総合計画後期基本計画の振り返り
第 2 回田原本町 総合計画策定委員会	平成 28 年 8 月 4 日 (木)	① 第 1 回基本構想審議会の意見を踏まえた統計資料について ② 田原本町第 4 次総合計画基本構想たたき台について
第 2 回田原本町 基本構想審議会	平成 28 年 8 月 17 日 (水)	① アンケート結果等に関する追加資料について ② 田原本町第 4 次総合計画基本構想たたき台について
第 3 回田原本町 総合計画策定委員会	平成 28 年 9 月 20 日 (火)	① 第 2 回基本構想審議会での主な意見について ② 田原本町第 4 次総合計画基本構想 (素案) について
第 3 回田原本町 基本構想審議会	平成 28 年 9 月 30 日 (金)	① 田原本町第 4 次総合計画基本構想 (素案) について
(パブリックコメント)	平成 28 年 10 月 7 日～28 日	田原本町第 4 次総合計画基本構想 (素案) について、町広報紙、町ウェブサイトによりパブリックコメントを実施

第4回田原本町 総合計画策定委員会	平成28年 11月8日(火)	① パブリックコメントでの主な意見への対応について ② 田原本町第4次総合計画基本構想(素案)について
第4回田原本町 基本構想審議会	平成28年 11月18日(金)	① 田原本町第4次総合計画基本構想(案)について ② 田原本町第4次総合計画基本構想(案)の答申書(案)について ③ 答申
平成28年田原本町 議会第4回定例会	平成28年 12月1日(木)	田原本町第4次総合計画基本構想議決
第5回田原本町 総合計画策定委員会	平成28年 12月26日(月)	① 田原本町第4次総合計画基本計画たたき台について
第6回田原本町 総合計画策定委員会	平成29年 2月20日(月)	① 田原本町第4次総合計画基本計画(案)の確認について

3. 田原本町総合計画策定条例

平成28年3月24日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における町のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町におけるまちづくりの基本理念並びに町の将来像及びその具体化のための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、総合計画を策定するものとする。

2 町長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事業の内容を具体的に定める等必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(諮問)

第5条 町長は、基本構想を策定するときは、あらかじめ、田原本町基本構想審議会条例（昭和57年田原本町条例第2号）に規定する田原本町基本構想審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定するときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



4. 田原本町基本構想審議会条例

昭和57年4月1日

条例第2号

改正 平成8年3月25日条例第5号

平成17年3月25日条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、田原本町基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、田原本町基本構想に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会の議員
- (3) 関係行政機関の長
- (4) 公共的団体の役員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。ただし、役職により委嘱又は任命されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第5号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。



5. 田原本町基本構想審議会委員名簿

	氏名	所属	役職等
1	小松原 尚	公立大学法人 奈良県立大学	地域創造学部教授
2	根田 克彦	国立大学法人 奈良教育大学	教育学部教授
3	西川 六男	田原本町議会	議長
4	植田 昌孝	田原本町議会	総務文教委員会委員長
5	小走 善秀	田原本町議会	厚生建設委員会委員長
6	安田 喜代一	田原本町農業委員会	会長
7	田部井 紀美子	田原本町教育委員会	委員長
8	大西 宏興	田原本町民生児童委員協議会	会長
9	松本 荘司	田原本町人権教育推進協議会	会長
10	中西 秀和	田原本町自治連合会	会長
11	山田 至完	田原本町商工会	会長
12	服部 誠	田原本町観光協会	会長
13	坂根 俊輔	田原本町医師会	会長
14	山本 雅俊	田原本町農家代表者会	会長
15	北浦 佐多子	田原本町地域婦人団体連絡協議会	会長
16	葛城 弘章	田原本町PTA連合会	会長
17	南澤 照久	株式会社南都銀行	田原本支店 支店長
18	谷野 守弘	奈良中央信用金庫	専務理事
19	寺田 元昭	社会福祉法人田原本町社会福祉協議会	事務局長
※	辻 一夫	田原本町議会	元議長
※	吉田 容工	田原本町議会	元総務文教委員会委員長
※	古立 憲昭	田原本町議会	元厚生建設委員会委員長

※印の委員については、平成28年10月3日までの任期

6. 諮問書

田 政 第 1 2 1 号
平成 2 8 年 6 月 2 9 日

田原本町基本構想審議会
会 長 小松原 尚 様

田原本町長 森 章 浩

田原本町第 4 次基本構想について（諮問）

田原本町基本構想審議会条例第 2 条の規定に基づき、田原本町第 4 次基本構想について、貴審議会の意見を求めます。



7. 答申書

平成28年11月18日

田原本町長 森 章 浩 様

田原本町基本構想審議会
会 長 小 松 原 尚

田原本町基本構想について（答申）

田原本町基本構想について、慎重に審議をした結果、将来を展望したまちづくりの指針として別冊のとおり策定しましたので、次の意見を付して答申します。

記

1. まちの将来像「子どもから高齢者まで 誰もがいきいきとした暮らしを楽しむまち たわらもと」の実現に向けて、基本計画・実施計画により進捗管理に努めるとともに、積極的な情報の共有化を進め、住民の協働参画を推進されたい。
2. 今後も豊かな自然環境や古代からの歴史・文化的風土を後世へ受け継ぐとともに、これらのまちの魅力を最大限に活用したまちづくりに努められたい。
3. 人口減少や少子高齢化により財政規模の縮小が懸念されることから、一層効果的・効率的な行財政運営を行うとともに、高度化・多様化する住民ニーズへの柔軟な対応を図られたい。

8. パブリックコメントの概要

パブリックコメント等を通して、住民の皆様から意見を反映させた総合計画としています。

募集期間	平成 28 年 10 月 7 日（金曜日）から 10 月 28 日（金曜日）まで
募集の周知	・ 町ウェブサイト ・ 広報たわらもと 10 月号
配布場所	総合政策課
募集方法	郵送、ファックス、電子メール、直接持参
意見提出状況	5 人（17 件）



9. 用語集

頁	用語	説明
1	グローバル化	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
1	ローリング方式	毎年度、修正や補完など計画の見直しを行うことにより、計画と現実が大きくずれを防ぐシステムのこと。
3	環濠集落	周囲に大溝をめぐらしたムラのこと。田原本町には弥生時代の環濠集落遺跡「唐古・鍵遺跡」などがある。
4	後期高齢者	一般的には65歳以上の人のことを高齢者といい、前期高齢者とは75歳未満の人、後期高齢者とは75歳以上の人のこと。
4	アイデンティティー	独自性、個性、主体性のこと。
5	再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギー。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
5	地方交付税	国税の一定割合を地方公共団体の財源不足額に応じて配布する地方税のこと。
7	地域コミュニティ	地域住民が生活している場所。住民が関わり合いながら、交流が行われている地域社会。あるいはそのような住民の集団のこと。
11	地域包括ケアシステム	地域の保健、医療及び福祉の関係者が連携、協力して、住民のニーズに応じた一体的なサービスを行う仕組みのこと。
11	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
11	セーフティネット	市民が安心して暮らすことができるように、最低限度の生活を保障する仕組みのこと。
12	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
13	自主防災組織	地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的とした組織のこと。
15	交流人口	外部からその地域に訪れる人口のこと。
15	地方創生	各地域がそれぞれの特徴を活かし、自律的かつ持続的で魅力ある社会を作り出すこと。
16	ICT（情報通信技術）	Information and Communication Technology の略。情報処理や通信に関連する技術の総称のこと。

頁	用語	説明
16	ビッグデータ	膨大なデジタルデータの集積のこと。ビッグデータを活用することにより、異変の察知や近未来の予測等を通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出等が可能となる。
19	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。
21	新学習指導要領	平成 29 年 3 月に公示される新しい学習指導要領であり、文部科学省が定める学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準のこと。
21	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。
29	NPO	Nonprofit Organization の略。医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり・国際協力・交流・人権・平和など、あらゆる分野の市民活動団体等の民間非営利組織のこと。
31	生活習慣病	食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に深く関与する病気の総称のこと。
32	一次救急医療	外来で対処できる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療のこと。
32	二次救急医療	入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療のこと。
33	障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる法律のこと。
33	ノーマライゼーション	障害者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的考えのこと。
33	地域福祉権利擁護事業	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を対象に、福祉サービス援助等を行う事業のこと。
33	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度のこと。
46	ワークライフバランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。（仕事と生活の調和）
48	コンパクトシティ	市街地が集約され、諸機能が比較的小さなエリアに高密度に詰まっている都市のこと。
54	Uターン	生まれ育った故郷から進学や就職を期に都会へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住すること。
54	空き家バンク	個人が所有する、現在居住していない住宅を賃貸、売買したいという空き家所有者に登録してもらい、登録された情報を市町村がホームページに公開し、移住したい人に紹介する仕組みのこと。



頁	用語	説明
56	バイオディーゼル燃料	菜種油や廃食用油などをメチルエステル化して製造される、ディーゼルエンジン用のバイオ燃料のこと。化石燃料の代替燃料として期待されている。
63	集落営農	集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織のこと。
68	アプリ	アプリケーションソフトウェアの略。パソコンなどの情報処理装置にインストールされたOS（基本ソフト）上で動作するソフトウェアのこと。
70	SNS	Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービスのこと。
72	P D C A	Plan-Do-Check-Action の略。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。
73	大和まほろば広域定住自立圏	天理市を中心市とし、山添村、川西町、三宅町、田原本町で形成されており、相互の自主性・独自性を活かしつつ、連携・協力のもと魅力あるまちづくりを推進する圏域のこと。
74	サイバー攻撃	コンピュータシステムやインターネットなどを利用して、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行ったり、標的のシステムを機能不全に陥らせること。
74	クラウド	クラウドコンピューティングの略。データを自分のパソコンなどではなく、インターネット上に保存する使い方、サービスのこと。
74	アウトソーシング	「民営化」「指定管理者制度」などの手法により、民間により施設管理運営や業務の実施が行われること。これにより、民間の持つノウハウが活用され、住民サービスの向上や効率的な管理運営が行われることが期待される。
76	パブリックコメント	行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するにあたって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集すること。（意見公募手続）

田原本町 第4次総合計画

— 子どもから高齢者まで 誰もがいきいきとした 暮らしを楽しむまち たわらもと —

平成 29 年 3 月

発行：田原本町 総合政策課

〒 636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1

TEL：0744-32-2901 FAX：0744-32-2977

E-mail：info@town.tawaramoto.nara.jp



奈良県
田原本町